

議案第 7 号

大口町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について

大口町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）が施行され、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、町が管理する町道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(案内標識の寸法)

第3条 案内標識の標示板の寸法は、次の各号に掲げる案内標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 令別表第2に標示板の寸法が図示された案内標識については、当該図示された寸法とする。

(2) 前号に掲げる案内標識以外の案内標識については、町長が定める寸法とする。

2 前項第1号に掲げる案内標識で次の各号に掲げるものの標示板の寸法は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 次に掲げる案内標識については、それぞれ次に定める寸法とする。

ア 地名又は道路の通称名を表示する案内標識については、当該地名又は道路の通称名の文字の字数の多少により前項第1号の規定による寸法を拡大し、又は縮小した寸法とする。

イ 案内標識の標示板に文字又は記号を付加して表示する場合における当該案内標識については、当該文字又は記号の表示に必要な範囲内で前項第1号の規定による寸法を拡大した寸法とする。

(2) 案内標識については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法とする。

ア 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合は、前項第 1 号の規定による寸法を 2 倍までの倍率で拡大した寸法とする。

イ 自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合は、前項第 1 号の規定による寸法を 2 分の 1 までの倍率で縮小した寸法とする。

3 案内標識の標示板に表示する文字（数字を含む。以下同じ。）の寸法は、次の各号に掲げる案内標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 令別表第 2 に文字の寸法が図示された案内標識については、当該図示された寸法とする。ただし、前項第 2 号の規定により当該案内標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法とする。

(2) 前号に掲げる案内標識以外の案内標識については、次に掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法とする。

ア イに掲げる案内標識以外の案内標識については、次の表の上欄に掲げる道路の設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる寸法とする。ただし、ローマ字にあっては当該寸法の 2 分の 1 の寸法、数字にあっては町長が定める寸法とする。

設計速度 (単位 一時間につきキロメートル)	文字の寸法 (単位 センチメートル)
4 0、5 0 又は 6 0	2 0
3 0 以下	1 0

イ 歩行者用の案内標識その他町長が定める案内標識については、町長が定める寸法

4 前項第 2 号アに掲げる案内標識の標示板に表示する文字の寸法は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合は、前項第 2 号アの規定による寸法を 3 倍までの倍率で拡大した寸法とする。

(2) 前項第2号アの規定による文字の寸法に応じた寸法の標示板の設置により自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合、その他特別の必要がある場合については、同号アの規定による寸法を2分の1までの倍率で縮小した寸法とする。ただし、当該寸法が10センチメートル未満となる場合にあっては、10センチメートルとする。

5 案内標識の標示板に表示する記号の寸法は、次の各号に掲げる記号の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 令別表第2に寸法が図示された記号については、当該図示された寸法とする。
ただし、第2項第2号の規定により当該記号を表示する案内標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法とする。

(2) 前号に掲げる記号以外の記号については、町長が定める寸法とする。

6 案内標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法は、町長が定める寸法とする。

(警戒標識の寸法)

第4条 警戒標識の標示板の寸法は、令別表第2に図示された寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる警戒標識の標示板の寸法は、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 警戒標識については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法とする。

ア 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合は、前項の規定による寸法を2倍までの倍率で拡大した寸法とする。

イ 自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合については、前項の規定による寸法を2分の1までの倍率で縮小した寸法とする。

3 警戒標識の標示板に表示する文字の寸法は、町長が定める寸法とする。

4 警戒標識の標示板に表示する記号の寸法は、次の各号に掲げる記号の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 令別表第 2 に寸法が図示された記号については、当該図示された寸法とする。

ただし、第 2 項の規定により当該記号を表示する警戒標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法とする。

(2) 前号に掲げる記号以外の記号については、町長が定める寸法とする。

5 警戒標識の標示板の縁及び縁線の太さの寸法は、町長が定める寸法とする。

(補助標識の寸法)

第 5 条 案内標識又は警戒標識に附置される補助標識の標示板（以下「補助標識板」という。）の寸法は、令別表第 2 に図示された寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助標識板の寸法は、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる案内標識に附置される補助標識の標示板については、町長が定める寸法とする。

(2) 第 3 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により補助標識板が附置される案内標識又は警戒標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合における当該補助標識板については、前項の規定による寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法とする。

3 補助標識板に表示する文字及び記号の寸法は、町長が定める寸法とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、道路法（昭和27年法律第180号）の一部が改正されたことに伴い、大口町道に設ける道路標識の寸法については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「道路標識令」という。）を参酌して条例で定めることとします。

2 道路標識令の体系

府省令の条項	独自基準を設ける条項
第1章（道路標識 第1条－4条） 第2章（区画線 第5条－7条） 第3章（道路標示 第8条－10条）	第1章（第3条）道路標識の様式

3 町条例で定める独自基準（愛知県条例に合わせる）の項目

道路標識令第3条（条例で寸法を定める道路標識）及び警戒標識の縮小

- ・本町では車両の通行に支障となる場合、道路標識令では縮小することが規定されていない警戒標識の寸法（45cm×45cm）を、規制標識等の規定に合わせ、規定値（45cm×45cm）の2分の1（22.5cm×22.5cm）まで縮小することができるものとします。
- ・その他の規定については、道路標識令と同一の規定とします。

4 施行期日

平成25年4月1日から施行します。